

別記
第1号様式（第3条、第9条関係）

| | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|---------------|------------|-------|------------|------------|---------|-----------|------------|-----------|
| | | ※ 整理番号 | | | | | | | | |
| 広告物等許可申請書（新規・更新・変更等） 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 高知県須崎土木事務所長 様 | | | | | | | | | | |
| 申請者 | 住所（事務所の所在地） | （郵便番号 ー ） | | | | | | | | |
| | フリガナ 氏名（名称及び代表者の職・氏名） | Ⓜ | | | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | | | | |
| 広告物又は掲出物件についての許可を受けたいので、高知県屋外広告物条例第 条第 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。 | | | | | | | | | | |
| 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所 | | | | | | | | | | |
| 地域の区分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 第一種禁止地域等</td> <td style="width: 33%;">2 第二種禁止地域等</td> <td style="width: 33%;">3 許可地域等</td> </tr> <tr> <td>4 広告物活用地区</td> <td>5 広告景観形成地区</td> <td>6 広告物協定地区</td> </tr> </table> | | | | | 1 第一種禁止地域等 | 2 第二種禁止地域等 | 3 許可地域等 | 4 広告物活用地区 | 5 広告景観形成地区 | 6 広告物協定地区 |
| 1 第一種禁止地域等 | 2 第二種禁止地域等 | 3 許可地域等 | | | | | | | | |
| 4 広告物活用地区 | 5 広告景観形成地区 | 6 広告物協定地区 | | | | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の名称又は種類 | | | | | | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の表示の内容 | | | | | | | | | | |
| 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積 | | ㎡（縦 m×横 m× 面） | 数量 | 基（枚） | | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の高さ | | m | 工事の着手予定年月日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | | | | |
| 照明装置又は特殊装置の有無及びその内容 | | 有 ・ 無 | | | | | | | | |
| 許可年月日及び許可番号（更新又は変更等の場合に記入してください。） 年 月 日 第 号 | | | | | | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の管理者 | 住所（事務所の所在地） | （郵便番号 ー ） | | | | | | | | |
| | フリガナ 氏名（名称） | | | | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | | | | |
| 工事の施工者（新規又は変更等の場合に記入してください。） | 住所（事務所の所在地） | （郵便番号 ー ） | | | | | | | | |
| | フリガナ 氏名（名称） | | | | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | | | | |
| | 屋外広告業登録番号 | 高知県屋外広告業登録第 号 | | | | | | | | |
| 高知県収入証紙はり付け欄 （手数料 円） | | | | | | | | | | |
| 注 1 新規又は変更等の場合は、次の書類を添えてください。 (1) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置、構造、寸法その他広告物の表示又は掲出物件の設置の方法を明らかにした仕様書及び図面（照明装置又は特殊装置を伴うときはその概要を示したものを、はり紙のときはその現物又は見本を含みます。） (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所の位置図及びその付近の状況を明らかにした図面又は写真 2 新規の場合は、1の書類のほか次の書類も添えてください。 (1) 自家用広告物等以外の広告物又は掲出物件で、その広告物の表示面積又はその掲出物件の表示可能面積が30平方メートルを超えるものときは、その広告物又は掲出物件の管理者が高知県屋外広告物条例第19条第2項の規定による資格を有することを証明する書類の写し (2) 公益物件利用広告物等のときは、その公益物件を必要と認める行政機関の意見書 3 「地域の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。 4 「照明装置又は特殊装置の有無及びその内容」欄の「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。 5 この申請書は、2部提出し、その1部に高知県収入証紙をはり付け、その証紙には、消印をしないでください。 6 ※印欄は、記入しないでください。 | | | | | | | | | | |

別記
第1号様式（第3条、第9条関係）

| | | | |
|--|-----------------|------|-----|
| 広告物等許可証 | | | |
| 高知県須崎土木事務所長 Ⓜ | | | |
| 高知県屋外広告物条例第 条第 項の規定により、広告物又は掲出物件について次のとおり許可します。 | | | |
| 許可年月日 | 年 月 日 | 許可番号 | 第 号 |
| 許可の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 手数料 | 円 |
| 許可の条件 | | | |
| 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 この許可は、高知県屋外広告物条例の規定による許可であり、他の法令の規定により許可等を必要とするものについては、その許可等を受けるまでは広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできません。 2 他人が所有する土地又は建物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、その所有者の承諾を受けるまではその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置することはできません。 3 はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、表示が禁止されている地域及び物件を確認して、適法に表示しなければなりません。 4 許可を受けている期間を経過した後も引き続きその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置しようとするときは、許可の期間の更新の許可が必要です。 5 許可を受けた広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、別に許可が必要です。ただし、高知県屋外広告物条例施行規則第10条に規定する軽微な変更又は改造のときは、許可は必要ありません。 6 許可の期間が6月を超える広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの変更若しくは改造が完了したときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 7 許可を受けた広告物又は掲出物件（許可の押印を受けたものを除きます。）には、交付を受けた許可証票をはり付けておかなければなりません。 8 許可を受けた広告物又は掲出物件は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。 9 許可を受けた者又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 10 許可を受けた者又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件を管理する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 11 許可の期間を経過したとき若しくは許可を取り消されたとき又は許可を受けた広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する必要がなくなったときは、20日以内にその広告物又は掲出物件を除却しなければなりません。 12 許可を受けた広告物若しくは掲出物件を除却したとき又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、20日以内に所定に様式により届け出なければなりません。 | | | |
| (教示) <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。 | | | |